

## 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、岡山県内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

### （業務内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第73条第1項に基づき甲が実施すべき災害時における被災車両の撤去若しくは移動又は甲が必要と認める業務（以下「業務」という。）とする。

### （支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等の必要を認めた場合に、乙に撤去等の要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被災の態様と要請を必要とする概要（場所及び支援活動概要）
- (2) 召集場所
- (3) 担当者への連絡方法
- (4) その他必要な事項

3 乙は、甲からの要請があった場合は、撤去等の作業を行うものとする。

### （業務費用の負担）

第4条 この協定に基づく業務に要する費用については、乙が負担する。

### （災害補償）

第5条 この協定に基づく業務の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

### （損害賠償）

第6条 本協定に基づく業務の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

### （疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

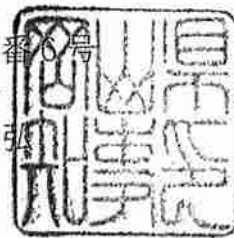
### （適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年6月6日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 石井 正弘



乙 岡山市 緑155-9  
社団法人日本自動車連盟中国本部  
岡山支部支部長 有元 邦男



## 災害時における車両等の排除活動に関する覚書

岡山県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟中国本部岡山支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の3に規定する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限行使に関し、下記のとおり了承する。

記

### 第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所、及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

### 第3 活動費用の負担

排除活動に関する費用については、乙の負担とする。

### 第4 災害補償

この覚書に基づく活動の実施により、出動した乙の人員装備が災害を受けた場合の補償は、乙の責において行うものとする。

### 第5 損害賠償

この覚書に基づく活動の実施により、第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙の責において行うものとする。

### 第6 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

### 第7 適用

この覚書は、締結の日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年6月9日

甲 岡山県警察本部長 福島克



乙 社団法人日本自動車連盟  
中国本部岡山支部長 有元邦

